

# 令和8年度 償却資産(固定資産税)の申告の手引き

期限間近になりますと大変混雑しますので

**令和8年1月20日ごろ** までに  
ご提出をお願いします。

申告期限：令和8年2月2日(月)



市立税務ペロリッ子

## 償却資産申告書の提出は窓口、郵送、または電子申告(エルタックス)で

**窓口でご提出の方は**  
財務部 資産税課 償却資産係  
(市役所東館2階21番窓口)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土、日、祝・休日を除く)

**郵送でご提出の方は**

〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
富山市役所財務部資産税課 償却資産係

※申告書の控えに受付印が必要な場合は、  
2ページ「郵送により申告書を提出される方へ」を参照してください。

※窓口は大変混雑しますので、可能な限り電子申告(エルタックス)もしくは郵送での提出をお願いします。

「申告書」及び「種類別明細書」は富山市ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/zei/1010215/1003432.html>

- 「富山市公式ウェブサイト/くらし・手続き/税金/固定資産税・都市計画税/(償却資産)償却資産(固定資産税)の申告の手引き」
- 富山市ホームページの「さがす」ボタンからページ番号検索画面に進み、「1003432」と入力の上、ご確認ください。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

## 目 次

|   |                       |      |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 償却資産とは                | 1    |
| 2 | 申告について                |      |
|   | 申告していただく方             | 1    |
|   | 申告方式                  | 1    |
|   | 提出していただく書類            | 2    |
|   | 申告の対象となる資産/ならない資産     | 3    |
|   | 国税との比較                | 4    |
|   | 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて | 4～5  |
| 3 | 税額等の算出について            | 6    |
| 4 | 非課税及び課税標準の特例について      | 7    |
| 5 | 減免について                | 7    |
| 6 | 申告書の書き方               | 8～10 |
| 7 | 実地調査のお願い              | 10   |
| 8 | 不申告、虚偽の申告をされた場合       | 10   |
| 9 | 業種別の主な償却資産と耐用年数       | 11   |

この手引きは令和7年9月末現在において作成しています。

富 山 市

## 1 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外）をいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

具体的には、会社や個人で工場や商店等を経営されている方、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の資産をいいます。ただし、鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体となる自動車・小型特殊自動車等は、課税の対象となりません。

### ●資産の種類と主な償却資産

| 資産の種類 |                   | 主な償却資産の内容                                                                                                            |
|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 構 築 物             | 看板及びサイン工事、門、塀、擁壁（土留め）、外灯、舗装路面（駐車場等）、緑化施設、井戸、煙突、屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管、融雪設備等、太陽光パネル                                      |
|       |                   | 建 物 固定資産税上家屋として評価されない建物<br>例）三方の壁のないカーポート等、基礎のない物置等、自転車置き場等                                                          |
|       |                   | 建 物 ① 家屋の所有者が取り付けした設備で、特定の生産又は業務用の設備<br>附 属 （受変電設備（キュービクル）、発電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置等）<br>設 備 ② テナント（賃借人）等が施工した内装・造作、建築設備等 |
| 2     | 機 械 及 び 装 置       | 製造機械設備（食品加工設備、精穀設備等）、工作設備（ボール盤、フライス盤等）、印刷機械、搬送設備（クレーン、コンベヤー等）、モーター、ポンプ類の汎用機械等、その他産業用機械及び装置類                          |
| 3     | 船 舶               | 一般船舶、漁船、ボート、ヨット等                                                                                                     |
| 4     | 航 空 機             | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等                                                                                                    |
| 5     | 車 両 及 び 運 搬 具     | 大型特殊自動車（下記の①又は②に該当するもの）、台車等<br>①ナンバーの分類番号が「0、00～099、000～099」「9、90～99、900～999」のもの<br>②最高速度35km/時以上の農耕作業用自動車           |
| 6     | 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品 | 測定工具、切削工具、金型、机、椅子、パソコン、テレビ、陳列棚、冷蔵庫、金庫、エアコン（壁掛型・天吊型）、宅配ボックス、医療機器、音響機器、LAN配線                                           |

## 2 申告について

### ●申告していただく方

令和8年1月1日現在、富山市内で事業を営んでいる個人又は法人及び富山市内に貸付資産を所有する個人又は法人です。申告書が届いた方で、所有資産に増減のない場合も申告が必要です。また、償却資産をお持ちでない場合は、該当する資産がないことを備考欄に記入して申告書を提出してください。

償却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共有名義で申告してください。（例：富山 太郎ほか共有者2名）

### ●申告方式（※提出書類については、2ページの表を参照してください）

#### ① 増減申告

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は富山市で行います。前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書を必ず提出してください。

#### ② 全資産申告

賦課期日（1月1日）に所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したものを申告していただく方式です。

**お願い** 初申告の際は、必ず申告書の備考欄にどちらの申告方式かわかるように記入してください。（例「増減申告希望」等）備考欄に何も記載がなく、評価額等が記載されている申告書は、全資産申告として登録します。

●提出していただく書類(※申告書や種類別明細書の記載方法については、8～10ページを参照してください)

|         | 申告していただく方           | 申告していただく資産                               |                                                          | 提出書類・様式 |                     |              |
|---------|---------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------|---------------------|--------------|
|         |                     | 令和8年1月1日<br>現在において<br>所有されている<br>全ての償却資産 | 令和7年1月2日<br>から<br>令和8年1月1日<br>までの間に<br>増加または減少した<br>償却資産 | 償却資産申告書 | 種類別明細書              |              |
|         |                     |                                          |                                                          | 第26号様式  | 別表1<br>増加資産<br>全資産用 | 別表2<br>減少資産用 |
| ① 増減申告  | 初めて申告される方           | ○                                        |                                                          | ○*1     | ○*1                 |              |
|         | 増加又は減少した資産のある方      |                                          | ○                                                        | ○*1     | ○*1                 | ○*1          |
|         | 増加又は減少した資産のない方      |                                          |                                                          | ○*2     |                     |              |
|         | 償却資産を所有されていない方      |                                          |                                                          | ○*3     |                     |              |
|         | 廃業又は資産所在地を市外に移転された方 |                                          | ○                                                        | ○*4     |                     | ○            |
| ② 全資産申告 | 初めて申告される方           | ○*5                                      |                                                          | ○       | ○*5                 |              |
|         | 前年以前に全資産申告により申告された方 |                                          |                                                          |         |                     |              |
|         | 償却資産を所有されていない方      |                                          |                                                          | ○*3     |                     |              |
|         | 廃業又は資産所在地を市外に移転された方 |                                          |                                                          | ○*4     |                     |              |

(注意事項)

- \* 1. 申告書の「18備考欄」のうち「1増加減少資産あり」の番号1に○印を付けてください。  
また、種類別明細書は増減に応じて提出してください。
- \* 2. 申告書の「18備考欄」のうち「2昨年の申告資産に増減なし」の番号2に○印を付けてください。
- \* 3. 申告書の「18備考欄」のうち「3該当する資産なし」の番号3に○印を付けてください。
- \* 4. 申告書の「18備考欄」のうち「4廃業・解散・転出等」の番号4に○印を付け、年月日等の詳細も記入してください。
- \* 5. 全資産申告で申告される場合は、評価額等を算出してください。計算方法については、6ページを参照してください。種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

自社作成様式により提出される方へ

自社作成様式の申告書を使用される場合も、同封の申告書を併せて提出してください。

郵送により申告書を提出される方へ

控用を受付印を必要とされる方は、住所、会社名(氏名)を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。その際、他税目の申告書(住民税等)とは分けて、償却資産係まで提出してください。

電子申告(エルタックス)について

エルタックス

富山市ではインターネット(地方税ポータルシステム「eLTAX」)を利用した償却資産の申告を受け付けています。申告の際は、所有者コードを必ず入力して提出してください。  
(所有者コードは同封の申告書の右上に記載してあります。)

●利用できる方

償却資産の申告が必要な方又は税理士若しくは税理士法人等の税理士業務を行う方で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。

●利用方法

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問合せください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話：0570-081459(ハイシンコフ)

上記の電話番号でつながらない場合 03-6745-0720

受付時間：9:00～17:00(土・日・休祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

## ●申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、富山市内で所有している土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要となりますので、ご注意ください。

- ①建設仮勘定で経理されている資産
- ②決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- ③簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④償却済資産（減価償却を終えた資産）
- ⑤遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦借用資産（リース資産）であっても、契約満了後に借主の所有物となるような資産
- ⑧取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産 ※1（ただし、取得価額10万円未満の資産については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得分※2）

## ●申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- ②無形固定資産（例：鉱業権、特許権、漁業権、ソフトウェア）
- ③商品、貯蔵品
- ④生物（ただし、観賞用・興行用のものを除く）
- ⑤書画骨董（複製品等減価償却しているものを除く）
- ⑥所有権移転外リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された、取得価額が20万円未満の資産 ※3
- ⑦1個（又は1組）の取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法上3年で一括償却する資産 ※4
- ⑧使用可能期間が1年未満の資産又は1個（又は1組）の取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入された資産 ※5

※1～5については、下表を参照してください。

経理区分と取得価額による申告対象の一覧

|   | 償却方法                 | 取得価額   |                  |                  |        |
|---|----------------------|--------|------------------|------------------|--------|
|   |                      | 10万円未満 | 10万円以上<br>20万円未満 | 20万円以上<br>30万円未満 | 30万円以上 |
| ① | 一般減価償却               | 申告対象   |                  |                  |        |
| ② | 中小企業特例 ※1 ※2         | 申告対象   |                  |                  |        |
| ③ | リース資産(ファイナンス・リース) ※3 | 申告対象外  |                  | 申告対象             |        |
| ④ | 3年一括償却 ※4            | 申告対象外  |                  |                  |        |
| ⑤ | 一時損金算入 ※5            | 申告対象外  |                  |                  |        |

※個人の場合は、平成11年1月1日以降に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため申告は不要です。

上記②、④、⑤の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となるため、申告が必要です。

## ●国税との比較

| 項 目                | 地方税                             | 国 税                                                                                                                                                           |
|--------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 固定資産税(償却資産)                     | 法人税・所得税                                                                                                                                                       |
| 償却資産の期間            | 暦年(賦課期日制度)                      | 事業年度                                                                                                                                                          |
| 減価償却の方法            | 定率法のみ<br>※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様  | 定率法、定額法の選択<br>※定率法を選択した場合<br>・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用。<br>・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用<br>・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 |
| 前年中の新規取得資産         | 半年償却(1/2)                       | 月割償却                                                                                                                                                          |
| 圧縮記帳の制度            | 認められません                         | 認められます                                                                                                                                                        |
| 特別償却、割増償却(租税特別措置法) | 認められません                         | 認められます                                                                                                                                                        |
| 増加償却(所得税、法人税)      | 認められます                          | 認められます                                                                                                                                                        |
| 評価額の最低限度           | 取得価額の5%                         | 備忘価額 1円                                                                                                                                                       |
| 改良費<br>(資本的支出)     | 区分評価<br>(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) | 区分評価(一部合算可)<br>※平成19年3月31日以前に取得した資産については合算評価                                                                                                                  |

## ●建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

### ①自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

#### ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分(次ページの区分表を参照ください。)

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの(ルームエアコン等)  
独立した機器としての性格の強いもの(受変電・発電機・蓄電池設備等)

家屋とするもの…家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める  
電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等

#### イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産又は業務用の設備は、家屋評価に含まれないため、事業所等の勘定科目にかかわらず償却資産として申告してください。

例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ボイラー設備、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、冷凍・冷蔵倉庫における冷凍冷蔵設備、ホテル・飲食店・病院等における顧客の求めに応じる厨房設備や洗濯設備等が償却資産に該当します。

### ②貸借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び富山市市税条例第61条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告することになります。

③家屋と償却資産の区分表  
(主な設備等の例示です。)

| 設備等の種類  | 設備等の分類               | 設備等の内容                                                                                                          | 家屋と設備等の所有関係 |      |       |      |
|---------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------|-------|------|
|         |                      |                                                                                                                 | 同じ場合        |      | 異なる場合 |      |
|         |                      |                                                                                                                 | 家屋          | 償却資産 | 家屋    | 償却資産 |
| 建築工事    | 内装・造作等               | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式                                                                                              | ○           |      |       | ○    |
| 電気設備    | 受変電設備                | 設備一式                                                                                                            |             | ○    |       | ○    |
|         | 予備電源設備               | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等                                                                                            |             | ○    |       | ○    |
|         | 中央監視設備               | 設備一式                                                                                                            |             | ○    |       | ○    |
|         | 電灯コンセント設備、<br>照明器具設備 | 屋外設備一式                                                                                                          |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 屋内設備一式                                                                                                          | ○           |      |       | ○    |
|         | 電力引込設備               | 引込工事                                                                                                            |             | ○    |       | ○    |
|         | 動力配線設備               | 特定の生産又は業務用設備                                                                                                    |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 上記以外の設備                                                                                                         | ○           |      |       | ○    |
|         | 電話設備                 | 電話機、交換機等の機器                                                                                                     |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 配管・配線、端子盤等                                                                                                      | ○           |      |       | ○    |
|         | LAN設備                | 設備一式                                                                                                            |             | ○    |       | ○    |
|         | 放送・拡声設備              | マイク、スピーカー、アンプ等の機器                                                                                               |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 配管・配線等                                                                                                          | ○           |      |       | ○    |
|         | 監視カメラ(ⅡTV)<br>設備     | 受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器                                                                                           |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 配管・配線等                                                                                                          | ○           |      |       | ○    |
|         | 避雷設備                 | 設備一式                                                                                                            | ○           |      |       | ○    |
|         | 火災報知設備               | 設備一式                                                                                                            | ○           |      |       | ○    |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備                | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備                                                                                          |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等                                                                                                | ○           |      |       | ○    |
|         | 給湯設備                 | 局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)                                                                                             |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備                                                                                  | ○           |      |       | ○    |
|         | ガス設備                 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備                                                                                          |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 屋内の配管等                                                                                                          | ○           |      |       | ○    |
|         | 衛生設備                 | 設備一式(洗面器、大小便器等)                                                                                                 | ○           |      |       | ○    |
| 空調設備    | 空調設備                 | ルームエアコン(壁掛型・天吊型、特定の生産又は業務用設備)                                                                                   |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 上記以外の設備                                                                                                         | ○           |      |       | ○    |
|         | 換気設備                 | 特定の生産又は業務用設備                                                                                                    |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 上記以外の設備                                                                                                         | ○           |      |       | ○    |
| その他の設備等 | 運搬設備                 | 工場用ベルトコンベア、垂直搬送機                                                                                                |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等                                                                               | ○           |      |       | ○    |
|         | 厨房設備                 | 顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備                                                                   |             | ○    |       | ○    |
|         |                      | 上記以外の設備                                                                                                         | ○           |      |       | ○    |
|         | その他の設備               | 冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等 |             | ○    |       | ○    |
| 外構工事    | 外構工事                 | 工事一式(門・塀・緑化施設等)                                                                                                 |             | ○    |       | ○    |

### 3 税額等の算出について

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

#### 評価額の計算方法

##### 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

##### 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで償却します。

#### 計算例

【取得価額】700,000円 【取得年月】令和7年5月 【耐用年数】3年(減価率0.536)

| 年 度    | 計 算 式                           | 評 価 額    |
|--------|---------------------------------|----------|
| 令和8年度  | 700,000円 × (1 - 0.536 ÷ 2)      | 512,400円 |
| 令和9年度  | 512,400円 × (1 - 0.536)          | 237,753円 |
| 令和10年度 | 237,753円 × (1 - 0.536)          | 110,317円 |
| 令和11年度 | 110,317円 × (1 - 0.536)          | 51,187円  |
| 令和12年度 | 51,187円 × (1 - 0.536) < 35,000円 | 35,000円  |

※令和12年度で取得価額の5% (35,000円) を下回りますので、以降は35,000円になります。

#### ●減価率表

| 耐用<br>年数 | 減価率   | 減価残存率   |       | 耐用<br>年数 | 減価率   | 減価残存率   |       | 耐用<br>年数 | 減価率   | 減価残存率   |       |
|----------|-------|---------|-------|----------|-------|---------|-------|----------|-------|---------|-------|
|          |       | 前年中取得   | 前年前取得 |          |       | 前年中取得   | 前年前取得 |          |       | 前年中取得   | 前年前取得 |
|          |       | 1-減価率/2 | 1-減価率 |          |       | 1-減価率/2 | 1-減価率 |          |       | 1-減価率/2 | 1-減価率 |
| 2        | 0.684 | 0.658   | 0.316 | 10       | 0.206 | 0.897   | 0.794 | 18       | 0.120 | 0.940   | 0.880 |
| 3        | 0.536 | 0.732   | 0.464 | 11       | 0.189 | 0.905   | 0.811 | 19       | 0.114 | 0.943   | 0.886 |
| 4        | 0.438 | 0.781   | 0.562 | 12       | 0.175 | 0.912   | 0.825 | 20       | 0.109 | 0.945   | 0.891 |
| 5        | 0.369 | 0.815   | 0.631 | 13       | 0.162 | 0.919   | 0.838 | 25       | 0.088 | 0.956   | 0.912 |
| 6        | 0.319 | 0.840   | 0.681 | 14       | 0.152 | 0.924   | 0.848 | 30       | 0.074 | 0.963   | 0.926 |
| 7        | 0.280 | 0.860   | 0.720 | 15       | 0.142 | 0.929   | 0.858 | 40       | 0.056 | 0.972   | 0.944 |
| 8        | 0.250 | 0.875   | 0.750 | 16       | 0.134 | 0.933   | 0.866 | 50       | 0.045 | 0.977   | 0.955 |
| 9        | 0.226 | 0.887   | 0.774 | 17       | 0.127 | 0.936   | 0.873 | 60       | 0.038 | 0.981   | 0.962 |

#### 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者をいいます。

#### 課税標準

課税標準は、賦課期日(1月1日)現在の償却資産の価格(評価額等)で償却資産課税台帳に登録されたものです。

また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

#### 免 税 点

課税標準の合計が、150万円未満の場合は課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

#### 税 額

$$\text{税 額} = \text{課税標準の合計} \times \text{税 率}$$

(100円未満切捨) (1,000円未満切捨) (1.4%)

## 4 非課税及び課税標準の特例について

### ①非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

### ②課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例を受ける償却資産の例については富山市ホームページ(下記URL)をご確認ください。

以下は課税標準の特例の一例です。

《中小企業等経営強化法による固定資産税の課税標準の特例》

| 特例対象資産               | 適用条項            | 資産の取得期間            | 賃上げ方針          | 特例率          |
|----------------------|-----------------|--------------------|----------------|--------------|
| 先端設備等導入計画の認定を受けた先端設備 | 旧地方税法附則第15条第44項 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 | なし             | 1/2<br>(3年間) |
|                      |                 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 | あり             | 1/3<br>(4年間) |
|                      | 地方税法附則第15条第43項  | 令和7年4月1日～令和9年3月31日 | あり<br>(1.5%以上) | 1/2<br>(3年間) |
|                      |                 |                    | あり<br>(3.0%以上) | 1/4<br>(5年間) |

#### ●添付書類

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写
  - ・先端設備等導入計画に係る認定書の写
  - ・認定経営革新等支援機関による事前確認書の写
  - ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写(賃上げ方針の表明がない場合は不要)
- など

《被災代替償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例》

令和6年能登半島地震により、滅失又は損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者等が、令和11年(2029年)3月31日までに被災償却資産に代わるものと認められる償却資産(代替償却資産)を取得又は被災償却資産を改良した場合は、その取得又は改良した年の翌年から4年度分に限り、固定資産税の課税標準額を2分の1に減額する特例措置が設けられています。

#### 非課税および課税標準の特例の申請方法

所定の申告書に必要事項を記入の上、申告書及び該当資産の内容に係る資料を併せて提出してください。(電子申告の場合でも、これらの書類の提出が必要となります。)詳しくは、償却資産係までお問い合わせください。

※適用資産について、種類別明細書の摘要欄に明記して申告をお願いします。また、電算申告(全資産申告、電子申告)の場合は、課税標準額の欄に適用後の金額を記入してください。

課税標準の特例を受ける償却資産の例については富山市ホームページをご確認ください。

非課税及び課税標準の特例の申請様式は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/zei/1010215/1003432.html>

- 「富山市公式ウェブサイト/暮らし・手続き/税金/固定資産税・都市計画税/(償却資産)償却資産(固定資産税)の申告の手引き」
- 富山市ホームページの「さがす」ボタンからページ番号検索画面に進み、「1003432」と入力の上、ご確認ください。

## 5 減免について

償却資産が火災、風水害、震災、落雷などにより被害を受けたときなど、富山市市税条例第79条で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

該当する場合は、所定の用紙を請求の上、減免に該当することとなった日以降に到来する納期限の7日前までに申請してください。

## 6 申告書の書き方

### ①償却資産申告書の記入例

|                                |                                                                                                                      |                    |                    |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 令和 8 年度                        |                                                                                                                      | ③所有者コード 123456789  |                    |
| 令和 8 年 1 月 1 日                 |                                                                                                                      | 償却資産申告書 (償却資産課税台帳) |                    |
| 受付印 (宛先) 富山市長                  |                                                                                                                      | ①第二十六号様式 (提出用)     |                    |
| ①住所<br>1住所<br>(又は納税通知書送付先)     | 930-8510<br>富山市新桜町7-38-1<br>(電話 443-2037)                                                                            | ④個人番号又は法人番号        | 1234567890123      |
| ②氏名<br>(法人にあっては、代表者及び税理士の氏名)   | 税理士 富山太郎 (印) 押印不要<br>富山太郎 (印) 押印不要                                                                                   | 4事業種別<br>(資本等の全部)  | 化学工業               |
|                                |                                                                                                                      | 5事業開始年月            | 平成3年 7月            |
|                                |                                                                                                                      | 6課税標準の特例           | 有・無                |
|                                |                                                                                                                      | 7税理士等の氏名           | 立山一郎 (電話 431-6111) |
| 資産の種類                          | 取得価額 (円)                                                                                                             | 減価償却累計額 (円)        | 償却後の残価 (円)         |
| 1 構築物                          | 1,500,000                                                                                                            | 1,100,000          | 400,000            |
| 2 機械及び装置                       | 10,700,000                                                                                                           | 3,000,000          | 7,700,000          |
| 3 船舶                           |                                                                                                                      |                    |                    |
| 4 航空機                          |                                                                                                                      |                    |                    |
| 5 車両及び運搬具                      | 330,000                                                                                                              | 450,000            | 1,380,000          |
| 6 工具、器具及び備品                    | 15,530,000                                                                                                           | 4,550,000          | 11,680,000         |
| 7 合計                           |                                                                                                                      |                    | 22,580,000         |
| 15 市区町村内に<br>おける事業所等<br>資産の所在地 | ①富山市 新桜町7-38-1<br>②富山市 高内333-1<br>③富山市                                                                               |                    |                    |
| ⑦借用資産<br>(有・無)                 | 貸主の名称等 (株) 細入リース                                                                                                     |                    |                    |
| 17 事業所用家屋の所有区分                 | (自己所有) ・ 借家                                                                                                          |                    |                    |
| 18 備考 (添付書類等)                  | ※資産の増減等 (該当する番号に○印を付けてください)<br>①増加減少資産あり (別紙税額明細書を作成してください)<br>② 昨年の申告資産に増減なし<br>③ 該当する資産なし<br>④ 廃棄・解散・転出等 ( 年 月 日 ) |                    |                    |

①住所 内容に誤りや変更があれば訂正してください。

②氏名 内容に誤りや変更があれば訂正してください。 ※押印は不要です。

③所有者コード

自社作成用紙で申告されるときは、同封の申告書を添付されるか、記載してある所有者コードを転記してください。

④個人番号又は法人番号

償却資産の申告に所有者の個人番号 (マイナンバー) ・法人番号が必要になります。個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

⑤税理士等の氏名

経理を税理士等に委託している方は、税理士の氏名、電話番号を記入してください。

⑥課税標準の特例

課税標準の特例や非課税該当の資産がある場合は、「有」に○をつけ、種類別明細書摘要欄に該当法令等を記入してください。

⑦借用資産

借用資産 (リース資産) がある場合は「有」に○印をつけ、貸主の名称を記入してください。(書ききれない場合は別紙にて記載してください。)

⑧備考 次のような事項を記入してください。

- ・前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は異動年月日及び旧住所、旧名称等を記入してください。
- ・初申告の際は「増減申告希望」又は「全資産申告希望」と記入してください。
- ・その他、この申告に必要な事項があれば記入してください。

また、2ページの注意事項を参照し、該当する番号に○印をつけてください。

「1 増加減少資産あり」に○をつけた場合又は全資産申告で申告される場合は、必ず種類別明細書を作成してください。

## ②種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

| 令和 8 年度       |                         |                              |                         |                    |                         |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
|---------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------------------|--------------------------|---------------------|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 1 所有者コード      |                         |                              |                         |                    | 種類別明細書(増加資産・全資産用)       |                                   |                          |                     |           | 2 所有者名  |        |        |        |        |
| 123456789     |                         |                              |                         |                    |                         |                                   |                          |                     |           | (株)償却工業 |        |        |        |        |
| 3 行<br>番<br>号 | 4 資<br>産<br>の<br>種<br>別 | 5 資<br>産<br>の<br>名<br>称<br>等 | 6 取<br>得<br>年<br>月<br>日 | 7 取<br>得<br>価<br>額 | 8 減<br>価<br>償<br>却<br>率 | 9 課<br>税<br>標<br>準<br>の<br>特<br>例 | 10 課<br>税<br>標<br>準<br>額 | 11 加<br>算<br>事<br>由 | 12 備<br>考 |         |        |        |        |        |
|               |                         |                              |                         |                    |                         |                                   |                          |                     |           | 年<br>号  | 年<br>月 | 年<br>月 | 率<br>数 | 率<br>数 |
| 01            | 1                       | 看板                           | 15 7 5                  | 520,000            | 1.0                     |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 02            | 5                       | アスファルト舗装                     | 14 18 3                 | 700,000            | 1.0                     |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 03            | 2                       | 10 化学工業製品製造設備                | 14 19 3                 | 3,000,000          | 8                       |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 04            | 2                       | 産業排水処理設備 中留装置                | 15 7 5                  | 6,000,000          | 5                       |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 05            | 6                       | 事務机                          | 10 4 31                 | 500,000            | 2                       |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 06            | 6                       | 座席シート                        | 14 30 10                | 300,000            | 8                       |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 07            | 6                       | パソコン                         | 15 7 8                  | 230,000            | 4                       |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 08            | 6                       | 3.0 ITコン                     | 15 3 11                 | 350,000            | 6                       |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 09            |                         |                              |                         |                    |                         |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 18            |                         |                              |                         |                    |                         |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 19            |                         |                              |                         |                    |                         |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 20            |                         |                              |                         |                    |                         |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |
| 小 計           |                         |                              |                         | 17                 | 11,600,000              |                                   |                          |                     |           |         |        |        |        |        |

注 1 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

- 申告書に記載の所有者コードを転記してください。
- 種類別明細書(増加・全資産用)、(減少資産用)の順に通しの枚数を記入してください。
- 各資産に次の種類番号を記入してください。  
 構築物(建物附属設備)…… 1 船舶…………… 3 車両及び運搬具…………… 5  
 機械及び装置…………… 2 航空機…………… 4 工具、器具及び備品…………… 6
- 資産の名称や型式等は漢字・数字・英文字で22文字以内で具体的に記入してください。
- 個数又は台数を記入してください。
- 資産を取得した年月を記入してください。取得年は和暦の年号で記入し、年号については、令和=5、平成=4、昭和=3としてください。(例:平成31年4月の場合は「43104」となります。)
- 資産を取得するために要した金額(付帯費を含む)を記入してください。改良費の支出がある場合は、本体部分と区分して記入してください。地方税法では圧縮記帳の制度はありませんので、圧縮前取得価額を記入してください。また、消費税の取扱いについて、税込経理方式を採用している場合は税込価額を、税抜経理方式を採用している場合は税抜価額を、それぞれ取得価額としてください。
- 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、短縮耐用年数又は見積耐用年数を採用している場合には、その耐用年数を記入し、摘要欄にその旨記入してください。
- 該当する事項を○で囲んでください。  
 1 …新規取得 3 …移動による受入れ  
 2 …中古取得 4 …その他
- 次に該当する資産については、摘要欄にカッコ内のように記入してください。  
 ・短縮耐用年数を適用している資産…「短縮」  
 ・増加償却を適用している資産…「増加償却」  
 ・非課税に該当する資産…「非348-2-9」(地方税法第348条第2項第9号に該当する場合)  
 ・課税標準の特例の適用を受ける資産…「特附15-2-1」(地方税法附則第15条第2項第1号に該当する場合)  
 ・見積耐用年数を適用している資産…「中古」  
 ・市外から移設した資産(同一の企業内での移動)…「○市(町・村)から」  
 ・平成20年度税制改正による機械装置の耐用年数修正資産…「税制改正」  
 ・その他、必要に応じて記入してください。

### ③種類別明細書(減少資産用)の記入例

| 令和 8 年度           |                   | 種類別明細書(減少資産用) |        |             |           |          |          |                                |            |               |  | 所有者名 ② 2 株式会社 2 株 目 |  |
|-------------------|-------------------|---------------|--------|-------------|-----------|----------|----------|--------------------------------|------------|---------------|--|---------------------|--|
| ① 所有者コード          |                   |               |        |             |           |          |          |                                |            |               |  | 所有者名 ② 2 株式会社 2 株 目 |  |
| 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |                   |               |        |             |           |          |          |                                |            |               |  |                     |  |
| 行<br>番<br>号       | 資産 NO.<br>(減価コード) | 資産の名称等        | 数<br>量 | 取得年月<br>年 月 | 取得価額      | 耐用<br>年数 | 申告<br>年数 | ④減少の事由及び区分<br>1売却 2減失 3移動 4その他 | 1全部<br>2一部 | ⑤<br>備 考      |  |                     |  |
| 01                | 1                 | 2番根           | 1      | 4 3 3       | 400,000   | 10       | 4        | 1・②・3・4                        | ①・2        |               |  |                     |  |
| 02                | 1                 | 5アスファルト舗装     | 1      | 4 18 3      | 700,000   | 8        | 8        | 1・2・3・⑤                        | ①・2        | 耐用年数誤り        |  |                     |  |
| 03                | 2                 | 100北居工業製品製造設備 | 1      | 4 19 3      | 3,000,000 | 13       | 20       | 1・2・3・⑤                        | ①・2        | 税制改正          |  |                     |  |
| ※1<br>04          | 6                 | 1椅子           | 1      | 4 8 10      | 40,000    | 5        | 9        | 1・②・3・4                        | 1・②        | 椅子1つ分の取得価額を減少 |  |                     |  |
| 05                | 6                 | 30イスン         | 1      | 5 3 11      | 410,000   | 6        | 4        | 1・2・3・④                        | ①・2        | 取得価額誤り        |  |                     |  |
| 06                |                   |               |        |             |           |          |          | 1・2・3・4                        | 1・2        |               |  |                     |  |
| 07                |                   |               |        |             |           |          |          | 1・2・3・4                        | 1・2        |               |  |                     |  |
| 08                |                   |               |        |             |           |          |          | 1・2・3・4                        | 1・2        |               |  |                     |  |
| 09                |                   |               |        |             |           |          |          | 1・2・3・4                        | 1・2        |               |  |                     |  |
| 18                |                   |               |        |             |           |          |          | 1・2・3・4                        | 1・2        |               |  |                     |  |
| 19                |                   |               |        |             |           |          |          | 1・2・3・4                        | 1・2        |               |  |                     |  |
| 20                |                   |               |        |             |           |          |          | 1・2・3・4                        | 1・2        |               |  |                     |  |
| 小 計               |                   |               | 5      |             | 4,550,000 |          |          |                                |            |               |  |                     |  |

① 申告書に記載の所有者コードを転記してください。

② 種類別明細書(増加・全資産用)、(減少資産用)の順に通しの枚数を記入してください。

③ 償却資産課税台帳兼評価額明細書※2に記載されている資産コードを記入してください。

④ 該当する事項の番号を○で囲んでください。

⑤ 減少事由の補足など、必要に応じて記入してください。

※1 行番号04 一部減少について

椅子3つを120,000円(40,000円/1個)で取得、1つを減失した場合の記入例。

取得価額は減少した資産の金額を記入してください。

※2 増減申告の方式により申告していただいている方には、償却資産課税台帳兼評価額明細書を送付しておりますが、全資産申告(評価額、課税標準額等を計算して申告)の方式により申告していただいている方には、送付しておりませんのでご了承ください。

## 7 実地調査のお願い

富山市では地方税法第408条の規定に基づき、順次、償却資産の調査を行っておりますので、ご協力をお願いします。実地調査の対象となる方には、事前にお知らせします。

なお、申告漏れ等の場合の課税に際しては、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度(最大5年度)まで遡及する場合があります。

## 8 不申告、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び富山市市税条例第84条の規定により過料を科せられるほか、不足税額に加え、延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。申告漏れ等のないよう十分留意してください。

## 9 業種別の主な償却資産と耐用年数

( )は、その業種における標準的な耐用年数です

| 業 種               | 資 産 の 名 称                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共 通               | 看板(10)、アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)、受変電設備(15)、発電設備(15)、蓄電池設備(6)、中央監視制御装置(18)、ルームエアコン(6)、歩行型除雪機(10)、パソコン(4)、サーバー(5)、事務机・いす(15)、応接セット(8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、LAN設備(10)等 |
| 製造業<br>(工場)       | エアシャワー・クリーンブース(15)、自動制御装置(15)、電源供給設備(15)、排水処理設備(15)、精製水製造設備(15)、集塵装置(15)、冷凍冷蔵設備(15)、各種製造設備(※)、金型(2)等                                                                                       |
| 不動産賃貸(アパート等)、駐車場業 | 駐車場アスファルト舗装(10)、自転車置場(10)、植栽(20)、フェンス(10)、街路灯(10)、タワーパーキング用駐車機械設備(10)、物置(10)、宅配ボックス(10)等                                                                                                   |
| 小売・飲食業            | テレビ(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、ガスレンジ等の厨房設備(6)、テーブル(5)、椅子(5)、カウンター(3)、自動販売機(5)、陳列ケース(8)等                                                                                                             |
| 理容・美容業            | 理容・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)、ドライヤー(5)、サインポール(3)、消毒滅菌器(5)等                                                                                                                                   |
| 病 院               | 調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、X線装置等の医療機器(6)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)等                                                                                                                                    |
| 農 業               | ビニールハウス(14)、乾燥機(7)、脱穀機(7)、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車(7)等                                                                                                                                         |

※平成20年度税制改正の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の見直しにより、機械及び装置に含まれる「各種製造設備」については各業種ごとに耐用年数が改正されました。

### ご提出前に・・・

- ☐ 「1 住所」欄に納税通知書の送付先が記載されていますか？
- ☐ 「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 「15 資産所在地」欄、「17 事業用家屋の所有区分」欄は記載されていますか？
- ☐ 全資産申告の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- ☐ 控えのご返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？

【償却資産についてのお問い合わせは】  
富山市役所 財務部 資産税課 償却資産係  
TEL：076(443)2037(直通)

